

## 熊本県近未来技術実証ワンストップセンターの設置及び運営に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号 以下「法」という。）第37条の7の規定に基づき、自動車の自動運転、無人航空機の遠隔操作又は自動操縦及びAI・IoT等の高度な産業技術であって技術革新の進展に即応したものの有効性の実証を行う事業活動（以下「実証事業」という。）を集中的に推進することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、熊本県近未来技術実証ワンストップセンター（以下「近未来センター」という。）の設置及び運営に関し、法第8条第7項の規定により認定された国家戦略特別区域計画（令和6年12月19日認定）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (支援の対象)

第2条 支援の対象は、熊本県内において実証事業を行おうとする企業、大学、研究機関その他団体（以下「実施主体」という。）とする。

### (支援の内容)

第3条 近未来センターは、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 実証事業に必要な手続に関する相談対応（関係機関への確認を含む。）
- (2) 関係機関への情報提供及び調整
  - ア 自動車の自動運転に係る公道実証事業に関する警察、道路管理者、九州運輸局への事前連絡及び調整
  - イ 電波法に基づく特定実験試験局制度に係る告示案に関する九州総合通信局との調整
  - ウ その他実証事業の実施に必要な情報提供及び連絡調整
- (3) 実証事業の場となる道路、土地又は施設の管理者との連絡調整
- (4) 実証事業の実施に係る地元関係者への連絡調整
- (5) 国家戦略特別区域制度を活用した規制緩和に係る相談対応
- (6) その他実証事業の実施に必要な支援

### (支援を受けるための手続)

第4条 前条第1号から第6号(第2号アを除く。)までの支援を受けようとする実施主体は、「近未来技術実証事業計画書」（様式第1号）を近未来センターに提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、自動車の自動運転に関する支援を受けようとする実施主体は、「自動車の自動運転に係る公道実証事業計画書」（様式第2号）を近未来センターに提出するものとする。
- 3 近未来センターは、第1項又は前項の規定による計画書の提出を受けたときは、内容

を確認し、実施主体に対し必要な支援を行うものとする。この場合において、近未来センターは必要に応じて、実施主体に対して関係機関を集めた説明の場所への出席、関係機関との調整への同行を求めることができる。

- 4 近未来センターは、関係機関との調整結果について、実施主体に伝達するものとする。
- 5 近未来センターは、次の各号に掲げる場合には、実施主体に対して、実証事業計画の内容の見直しや再検討を求めることができる。
  - (1) 実証事業の効果が見込めないと判断されるとき
  - (2) 関係機関との調整の結果、近未来センターが必要と認めるとき
- 6 実施主体は、実証事業の実施に当たり許可等の手続が必要となる場合は、関係機関に直接手続を行い、必要に応じて実施主体と関係機関との間で個別に調整を行うものとする。
- 7 近未来センターは、実証事業の実施について、関係市町村及び地元関係者に周知するものとする。この場合において、必要に応じて実施主体の同行を求めることができる。
- 8 実施主体は、実証事業の結果について、その終了後1か月以内に、報告書（任意様式）を近未来センターに提出するものとする。

（実証事業に係る留意事項）

第5条 実施主体は、実証事業を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 実証事業に係る関係機関及び関係者等との調整が終了した後に実証事業を行うこと。この場合において、当該関係機関及び関係者等からの苦情及び紛争は、実施主体が処理すること。
- (2) 実証事業に要する費用は、実施主体が負担すること。
- (3) 実証事業を行うに当たっては、法令等を遵守すること。
- (4) 実証事業を行うに当たっては、安全に十分配慮すること。この場合において、事故等が発生したときは、実施主体がその責任を負うこと。
- (5) 実証事業を行うに当たっては、賠償責任保険に加入する等、適切な賠償能力を確保すること。
- (6) 自然災害等により実証事業の安全の確保が困難であるときは、当該実証事業を中止すること。

（近未来センターの運営体制）

第6条 近未来センターは、熊本県企画振興部企画課（以下「企画課」という。）内に設置し、近未来センター長及び事務責任者を配置する。

- 2 近未来センター長には企画課長を、事務責任者には企画課職員のうち近未来センター長が指名する者を充てる。

- 3 近未来センター長は、近未来センターの事務を統括し、企画課職員を指揮監督する。
- 4 事務責任者は、企画課職員とともに近未来センターの事務処理を行う。

附 則

この要綱は、令和7年1月22日から施行する。

近未来技術実証事業計画書

年 月 日

熊本県近未来技術実証ワンストップセンター長 様

所在地  
企業団体名  
代表者名  
電話番号  
メールアドレス

下記のとおり実証事業について支援を受けたいので、近未来技術実証事業計画書を提出します。

記

- 1 目的
- 2 実証事業の概要
- 3 実証事業の期間（計画工程表を添付すること。）
- 4 実証事業の実施場所（地図を添付すること。）
- 5 実証事業の実施方法（以下の内容を記載したものを添付すること。）
  - (1) 実証事業の方法
  - (2) 使用機材等
  - (3) 実施体制（運転操作者、責任者、安全確認等の役割も記載すること。）
  - (4) 安全確保措置の内容等
  - (5) その他近未来センター長が必要と認める事項
- 6 緊急時の連絡先（責任者及び担当者の所属、氏名、携帯番号等）
- 7 添付書類
  - (1) 関係法令の規定に基づく許可証等の写し（取得済の場合）
  - (2) その他近未来センター長が必要と認める書類
- 8 必要な支援等の内容
- 9 その他

自動車の自動運転に係る公道実証事業計画書

年 月 日

熊本県近未来技術実証ワンストップセンター長 様

所在地  
企業等団体名  
代表者名  
電話番号  
メールアドレス

下記のとおり自動車の自動運転に関する実証事業について支援を受けたいので、自動車の自動運転に係る公道実証事業計画書を提出します。

記

- 1 目的
- 2 実証事業の概要
- 3 実証事業の期間（計画工程表を添付すること。）
- 4 実証事業の実施場所（地図を添付すること。）
- 5 実施体制（運転者、責任者、安全確認など役割も記載すること）
- 6 実証事業で使用する車両（車両番号）
- 7 自動運転システムの機能概要
- 8 安全確保措置の内容等
- 9 緊急時の連絡先（所属、氏名、携帯番号等）
- 10 必要な支援等の内容
- 11 その他近未来センター長が必要と認める書類